

(添付)

柏崎刈羽原子力発電所の原子力事業者防災業務計画の修正要旨について

原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第7条第1項の規定に基づき、柏崎刈羽原子力発電所の「原子力事業者防災業務計画」を修正しましたので、同条第3項の規定に基づき、その要旨を以下のとおり公表いたします。

1. 修正の目的

平成12年6月に柏崎刈羽原子力発電所の「原子力事業者防災業務計画」を作成したが、平成14年11月に「原子力施設等の防災対策について」(原子力安全委員会)が改訂されたこと等を踏まえ、所要の修正を行った。

2. 修正の年月日

平成15年8月13日

3. 修正の要旨

- (1) 「原子力施設等の防災対策について」の改訂(平成14年11月 原子力安全委員会)を踏まえ、原子力災害時におけるメンタルヘルス対策を追加した。
- (2) 日本郵政公社の成立及び指定公共機関への指定に伴い、指定行政機関から郵政事業庁を、指定地方行政機関から地方郵政局を削除した。
- (3) その他、表現の適正化等を行った。

以 上